兵庫県公共施設予約サービス利用規約

(目的)

第1条 本規約は、兵庫県電子自治体推進協議会(以下「協議会」という。)が運営する兵庫県公共施設予約システムにおいて、利用者が公共施設の予約等のサービスを利用するにあたり必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

- 第2条 本規約において、使用する用語の意義は、次の各号のとおりにします。
 - (1)施設予約システム 協議会が運営する兵庫県公共施設予約システムをいいます。
 - (2) サービス 施設予約システムを利用した公共施設の予約等のサービスを いいます。
 - (3) 施設予約等 施設予約システムを利用して公共施設の予約等を行うことをいいます。
 - (4) 利用者 サービスを利用して施設予約等を行う者をいいます。
 - (5) 指定管理者 施設予約システムを利用する公共施設において、兵庫県が地方自治法第244条の2第3項の規定により施設の管理を行わせる目的で指定したものをいいます。
 - (6)登録番号 利用者登録時に付与される識別番号をいいます。
 - (7) パスワード 施設予約システムにおける利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として、利用者が管理する暗証番号をいいます。
 - (8) 利用者登録・予約データ 利用者登録や施設予約等を行う際に利用者が提出する電子データをいいます。
 - (9) 通知メール 施設予約等を行った利用者に対して送付される電子メールを いいます。

(利用者登録)

- 第3条 サービスを利用して施設予約等を行う場合は、事前に本人が本規約に同意のうえ、施設予約システムより利用者登録を行うものとします。
- 2 前項に規定する利用者登録の申請は、利用者が所有するパソコン、スマートフォン等で申請するものとします。ただし、パソコン、スマートフォン等を所有しない利用者は、「兵庫県施設予約システム利用者登録申請書」(様式第1号)を施設の窓口に提出し、登録を申請するものとします。

(利用者登録の削除)

第4条 施設予約等の最終利用日(一度も予約していない場合は、利用者登録日)から 4年後を経過した利用者登録は、自動的に削除するものとします。

(利用者登録の変更)

第5条 登録した利用者情報を変更したい場合は、本人が施設予約システムの操作により変更する、または「兵庫県施設予約システム利用者変更申請書」(様式第1号) を施設窓口へ提出するものとします。

(利用者登録の廃止)

第6条 利用者登録を廃止したい場合は、「兵庫県施設予約システム利用者廃止申請書」 (様式第1号)の施設窓口への提出により、遅滞なく利用者登録を廃止するものと します。

(利用者情報の管理)

- 第7条 利用者は、サービスの利用にあたり、次に掲げる情報等を自己の責任で適切 に管理するものとします。
 - (1) 登録番号
 - (2) パスワード
 - (3) 通知メール
- 2 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、登録番号及びパスワード により行われた施設予約等については、利用者本人により行われたものとみなしま す。

(禁止事項)

- 第8条 サービスの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。
 - (1) サービスを予約、照会等以外の目的で利用すること。
 - (2) サービスに対し、不正にアクセスすること。
 - (3) サービスの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
 - (4) 利用者登録に際して虚偽の事項を届け出ること。
 - (5) 同一の利用者であるにもかかわらず、複数の利用者情報の登録を行うことや、 予約の取り消しを繰り返し行うこと等、施設の公平な利用を妨害すること。
 - (6) サービスに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
 - (7) 他の利用者の ID、パスワード等を不正に使用すること。
 - (8) 他者のプライバシーを侵害する行為をすること。
 - (9) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(利用者登録の取消)

- 第9条 兵庫県は、利用者登録について、次に掲げる事由があると判断した場合、登録を取消すことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 第8条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員、または暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と兵庫県が判断した場合
 - (4) その他利用者として不適格と認めた場合

(施設予約等の取消)

- 第10条 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、次に掲げる事由があるときは、利用者に対して事前の告知なく施設予約等の取消を行うことができるものとします。
 - (1) 第8条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合
 - (2)利用者登録された連絡先が不正である等の理由で、利用者との連絡が取れない場合
 - (3) その他利用者として不適格と認めた場合

(著作物の保護)

- 第11条 利用者は、サービスの利用に際し、協議会が利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及びサービスの操作説明書等を含む。)について、次のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 本規約に従いサービスを利用するためにのみ使用すること。
 - (2) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
 - (3) 兵庫県が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(利用可能時間)

第12条 サービスの利用可能時間は、原則として24時間とします。ただし、兵庫県は、サービスの運営上必要がある場合は、利用可能時間を変更することがあります。

(サービスの停止)

- 第13条 協議会は、利用者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に 通知を行ったうえで、サービスの利用を停止又は制限することができます。ただし、 緊急を要する場合は、通知することなくサービスの利用を停止又は制限することが できます。
 - (1) 天災、事変その他の非常事態の発生又は施設予約システムの重大な障害その 他やむを得ない理由が生じた場合
 - (2) サービスの利用が著しく集中した場合
 - (3) 施設予約システムの良好な運用を維持するために保守を行う場合
 - (4) その他施設予約システムの運用において支障を及ぼし又は支障を及ぼすお それがある場合

(個人情報の保護)

- 第14条 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、サービスにおける利用者の個人情報を個人情報の保護に関する法律及び協議会が定める「兵庫県公共施設予約サービスに係る個人情報の取扱い方針」に基づき、適正に取扱うものとします。
- 2 利用者の個人情報について、施設予約システムの運用に必要な範囲に限り、当該システムを利用する各施設の管理者が共通情報として利用することがあります。

(設備等)

第15条 利用者は、サービスを利用するために必要なすべての機器(ソフトウェア 及び通信手段に係るものを含む。)を自己の負担において準備するものとします。 その際、必要な手続は利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

(免責事項)

第16条 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、サービスの提供の遅延、中断又は停止が発生しても、その結果、利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(施設例規等の優先)

第17条 公共施設の予約や利用にあたり、当該施設の関係条例等に従うものとします。

(規約の改定)

第18条 協議会は、必要と認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとします。この規約の変更後に利用者が施設予約システムを利用したときは、利用者は変更後の規約に同意したものとします。

(合意管轄裁判所)

第19条 サービスの利用に関連して、協議会と利用者間に生ずるすべての訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この規約は、令和5年12月28日から施行します。

兵庫県公共施設予約サービス 個人情報取扱指針

兵庫県電子自治体推進協議会(以下「協議会」という。)及び兵庫県公共施設 予約サービス(以下「本サービス」という。)を利用する公共施設等の団体(以 下「利用団体」という。)は、本サービスの運用にあたり、利用者から提供され た個人情報を適切に管理し、利用者のプライバシー保護に努めます。

1 個人情報の範囲等

- (1) 利用者情報として利用者登録時に電子データとして送信された個人情報
- (2)「兵庫県公共施設予約システム利用者登録(変更・廃止)申請書」に記載された個人情報
- (3) 施設予約等のため電子データとして利用団体に送信された個人情報

2 利用目的

登録した利用者情報は、次の目的に利用するために収集することとし、これらの目的以外で利用者情報を利用することはありません。

- (1) 利用者管理、公共施設予約管理など本サービス運営のため。
- (2) 利用案内、利用促進などに伴うお知らせのため。

3 個人情報の管理方法等

(1) 関連法令の遵守等

協議会は上記1(1)について、また利用団体は上記1について、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等に基づき、個人情報を保護し、その維持、継続的改善に努めます。また、本サービスを利用する施設の指定管理者及び本サービスのシステム運用事業者に、関連法令等の遵守及び適切な安全管理措置の実施を求めるとともに、実施状況の確認を行います。

(2)情報セキュリティ対策

本サービスで管理する全ての個人情報について、紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止するための対策を実施します。また、本サービスでは、SSL/TLS (インターネット上でデータを暗号化して通信するセキュリティ機能)により第三者による盗聴や改ざん等から個人情報を保護しています。

4 個人情報の第三者への提供

協議会及び利用団体は、利用者の個人情報を第三者に提供しません。但し、次のいずれかに該当するときは、登録した利用者情報の提供を行うことがあ

ります。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の定めがあるとき。
- (3)人の生命・身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない理由があるとき。

5 登録した利用者情報の参照及び変更

利用者は、登録番号とパスワードを入力してログインすることにより、登録 した利用者情報を参照することができます。

また、利用者は、協議会及び利用団体が定める変更申請手続きにより、利用者登録(利用者の氏名、団体名、メールアドレスを除く)を変更することができます。

6 利用者登録の廃止および削除

利用者は、協議会及び利用団体が定める廃止申請手続により、利用者登録を 廃止することができます。廃止された利用者登録は、システムの都合上、一定 期間システム内に残る場合がありますが、協議会がその利用者情報を利用す ることは一切ありません。

また、システムの利用登録もしくは最終利用日から4年を経過した場合、利用者情報は自動削除されます。

以下の様式は、施設窓口で「新規利用者登録」「利用者登録情報の変更」「利用者登録情報の廃止」を行う際にご提出頂くものです。(施設窓口にて配布します。)

- ※ システムからご自身で利用者登録をした場合、利用者登録申請書の提出は不要です。
- ※ 利用者登録情報の変更は、ログイン後のマイページからも可能です。

兵庫県公共施設予約システム利用者登録(変更・廃止)申請書

年 月 日

兵庫県電子自治体推進協議会及び指定管理者 様

兵庫県公共施設予約システムの利用にあたり、兵庫県公共施設予約サービス利用規約に同意のうえ、下記のとおり申請します。 利用者登録にあたり、メールアドレスを除く全項目の記入が必須です。

申請者名						
登録番号	※変更または廃止の場合のみ記入					
申請区分	□登録 □変更 ※以下、変更箇所のみ記入 □廃止 ※以下、記入不要					
利用区分	□団体 □個人					
利用者 情報	ふりがな					
	氏 名					
	住所					
	電話番号 (日中に連絡が取れる番号)					
	メールアドレス (ネット予約の場合、必須)					
団体情報 (個人の場合は 記入不要)	団体名					
	代表者ふりがな					
	代表者氏名					
	住所					
	電話番号					

※注意事項

- 1重複して登録することはできません。
- 2登録情報は、利用許可等の連絡先となりますので、正確に記入ください。
- 3ネットからの予約機能を利用する場合は、別紙の手順に従って仮パスワードの発行を行ってください。
- 4登録した利用者の氏名、団体名、メールアドレスの変更はできません。変更が必要な場合は、現行の利用者登録を廃止のうえ、 新たに登録を行なってください。

登録番号(施設記載欄)								

■ 登録控え(施設記載欄)

登録番号								

登録番号は、兵庫県公共施設予約システム上で予約できる施設で利用可能です。大切に保管してください。

【兵庫県公共施設予約サービス利用規約】

(目的)

第1条 本規約は、兵庫県電子自治体推進協議会(以下「協議会」という。)が運営する兵庫県公共施設予約システムにおいて、利用者が公 共施設の予約等のサービスを利用するにあたり必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において、使用する用語の意義は、次の各号のとおりにします。

- (1) 施設予約システム 協議会が運営する兵庫県公共施設予約システムをいいます。
- (2) サービス 施設予約システムを利用した公共施設の予約等のサービスをいいます。
- (3) 施設予約等 施設予約システムを利用して公共施設の予約等を行うことをいいます。
- (4) 利用者 サービスを利用して施設予約等を行う者をいいます。
- (5) 指定管理者 施設予約システムを利用する公共施設において、兵庫県が地方自治法第244条の2第3項の規定により施設の管理を 行わせる目的で指定したものをいいます。
- (6) 登録番号 利用者登録時に付与される識別番号をいいます。
- (7) パスワード 施設予約システムにおける利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として、利用者が管理する暗証番号をいいます。
- (8) 利用者登録・予約データ 利用者登録や施設予約等を行う際に利用者が提出する電子データをいいます。
- (9) 通知メール 施設予約等を行った利用者に対して送付される電子メールをいいます。

(利用者登録)

第3条 サービスを利用して施設予約等を行う場合は、事前に本人が本規約に同意のうえ、施設予約システムより利用者登録を行うものと します。

2 前項に規定する利用者登録の申請は、利用者が所有するパソコン、スマートフォン等で申請するものとします。ただし、パソコン、スマートフォン等を所有しない利用者は、「兵庫県施設予約システム利用者登録申請書」(様式第1号)を施設の窓口に提出し、登録を申請するものとします。

(利用者登録の削除)

第4条 施設予約等の最終利用日(一度も予約していない場合は、利用者登録日)から4年後を経過した利用者登録は、自動的に削除するものとします。

(利用者登録の変更)

第5条 登録した利用者情報を変更したい場合は、本人が施設予約システムの操作により変更する、または「兵庫県施設予約システム利用者変更申請書」(様式第1号)を施設窓口へ提出するものとします。

(利用者登録の廃止)

第6条 利用者登録を廃止したい場合は、「兵庫県施設予約システム利用者廃止申請書」(様式第1号)の施設窓口への提出により、遅滞なく利用者登録を廃止するものとします。

(利用者情報の管理)

第7条 利用者は、サービスの利用にあたり、次に掲げる情報等を自己の責任で適切に管理するものとします。

- (1)登録番号
- (2) パスワード
- (3) 涌知メール
- 2 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、登録番号及びパスワードにより行われた施設予約等については、利用者本人により行われたものとみなします。

(禁止事項)

第8条 サービスの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) サービスを予約、照会等以外の目的で利用すること。
- (2) サービスに対し、不正にアクセスすること。
- (3) サービスの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (4) 利用者登録に際して虚偽の事項を届け出ること。
- (5) 同一の利用者であるにもかかわらず、複数の利用者情報の登録を行うことや、予約の取り消しを繰り返し行うこと等、施設の公平な利用を妨害すること。
- (6) サービスに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (7)他の利用者の ID、パスワード等を不正に使用すること。
- (8) 他者のプライバシーを侵害する行為をすること。
- (9) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(利用者登録の取消)

第9条 兵庫県は、利用者登録について、次に掲げる事由があると判断した場合、登録を取消すことがあり、その理由については一切の開 示義務を負わないものとします。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合
- (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員、または暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と兵庫県が判断した場合
- (4) その他利用者として不適格と認めた場合

(施設予約等の取消)

第10条 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、次に掲げる事由があるときは、利用者に対して事前の告知なく施設予約等の取消を行うことができるものとします。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合
- (2) 利用者登録された連絡先が不正である等の理由で、利用者との連絡が取れない場合
- (3) その他利用者として不適格と認めた場合

(著作物の保護)

第11条 利用者は、サービスの利用に際し、協議会が利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及びサービスの操作 説明書等を含む。)について、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本規約に従いサービスを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
- (3) 兵庫県が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(利用可能時間)

第12条 サービスの利用可能時間は、原則として24時間とします。ただし、兵庫県は、サービスの運営上必要がある場合は、利用可能時間を変更することがあります。

(サービスの停止)

第13条 協議会は、利用者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知を行ったうえで、サービスの利用を停止又は制限することができます。ただし、緊急を要する場合は、通知することなくサービスの利用を停止又は制限することができます。

- (1) 天災、事変その他の非常事態の発生又は施設予約システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (2) サービスの利用が著しく集中した場合
- (3) 施設予約システムの良好な運用を維持するために保守を行う場合
- (4) その他施設予約システムの運用において支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある場合

(個人情報の保護)

第14条 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、サービスにおける利用者の個人情報を個人情報の保護に関する法律及び協議会が定める「兵庫県公共施設予約サービスに係る個人情報の取扱い方針」に基づき、適正に取扱うものとします。

2 利用者の個人情報について、施設予約システムの運用に必要な範囲に限り、当該システムを利用する各施設の管理者が共通情報として利用することがあります。

(設備等)

第15条 利用者は、サービスを利用するために必要なすべての機器(ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。)を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

(免責事項)

第16条 兵庫県、施設予約システム利用市町及び指定管理者は、サービスの提供の遅延、中断又は停止が発生しても、その結果、利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(施設例規等の優先)

第17条 公共施設の予約や利用にあたり、当該施設の関係条例等に従うものとします。

(規約の改定)

第18条 兵庫県は、必要と認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとします。この規約の変更後に利用者が施設予約システムを利用したときは、利用者は変更後の規約に同意したものとします。

(合意管轄裁判所)

第19条 サービスの利用に関連して、協議会と利用者間に生ずるすべての訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■ 仮パスワード発行方法

ネットからの予約を行う場合は、以下の手順に従い仮パスワードを発行ください。

- ※ 窓口での利用者登録時にメールアドレスを登録していない場合は、仮パスワードの発行ができません。施設窓口に て利用者変更申請書を提出し、メールアドレスの登録を行ってください。
- 1. 以下ページにアクセスします。

https://www.hyogo-yoyaku.jp/portal

[QR コード]



- 2. トップページの「ログイン」を押し、画面上部メニュー(スマートフォンの場合、右上の ≡ ボタン)の「パスワード忘れ」を押します。
- 3. 以下の画面が表示されるため、登録されたメールアドレスと登録番号を入力して送信ボタンをクリックします。



- 4. メールアドレスあてに、仮パスワードが記載されたメールが送信されますので、ご確認ください。
- 5. 登録番号と仮パスワードでログインし、お早めにパスワードを変更ください。 仮パスワードは、ログインメニューで変更可能です。